特定非営利活動法人　万年野党　定款

第1章　　総　　則

（名　　称）

第 1 条　　この法人は、特定非営利活動法人 万年野党 という。英文名を Perennial　Opposition とする。

（事 務 所）

第 2 条　　この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章　　目的及び事業

(目　　的)

第 3 条　　この法人は、広く一般市民を対象として、経済政策、財政政策、金融政策、医療政策、労働政策などの諸分野において、政府の活動に係る情報収集、評価、対案の提示等の監視を行い、また、政府の活動を監視すべき立場にある国会の活動につき情報収集、評価等を行い、結果の情報提供を通じて、健全な政策の実行を促すことを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第 4 条　　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 社会教育の推進を図る活動

(2) まちづくりの推進を図る活動

(3) 経済活動の活性化を図る活動

(4) 消費者の保護を図る活動

(5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事　　業）

第 5 条　　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 政府の政策活動に係る情報収集、評価、対案提示等の事業

② 地方自治体の政策活動に係る情報収集、評価、対案提示等の事業

③ 政府を監視すべき立場である国会議員の政策活動に係る情報収集、評価等の事業

(2) その他の事業

① 広告掲載などの収益事業

② 会員間の相互扶助のための共益的な事業

２　　前項第２号に掲げる事業は、同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第１号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章　　会　　員

（種　　別）

第６条　　この法人の会員は、正会員、一般会員及びその他の会員の３種で構成し、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 一般会員　　この法人の目的の趣旨に賛同して第４条に定める活動を賛助する個人及び団体

(3) その他の会員については、理事会において別に定める。

（入　　会）

第７条　　会員の入会について、特に条件は定めない。

２　　会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めならなければならない。

３　　理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して１年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

（退　　会）

第１０条　　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除　　名）

第１１条　　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第１２条　　既に納入した入会金、会費及び賛助金その他の拠出金品は、返還しない。

第４章　　役　　員

（種別及び定数）

第１３条　　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事３人以上

(2) 監事１人以上

２　理事のうち１人を理事長とし、１人を会長とすることができる。

（選 任 等）

第１４条　　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長及び会長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　法第２０条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職　　務）

第１５条　　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

４　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任 期 等）

第１６条　　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、役員の任期は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第１７条　　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解　　任）

第１８条　　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報 酬 等）

第19条　　役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章　会　　議

（種　　別）

第20条　　この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第21条　　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第22条　　総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(4) 事業報告及び活動決算の承認

(5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(6) 入会金及び会費の額

(7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) 事務局の組織及び運営

(9) 会員の除名

(10) 解散における残余財産の帰属

(11) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第23条　　通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集したとき。

(総会の招集)

第24条　　総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第25条　　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第26条　　総会は、正会員の総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第27条　　総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときには、議長の決するところによる。

３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（総会での表決権等）

第28条　　各正会員の表決権は平等なものとする。

２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、第２６条、第２７条第２項及び第２９条第１項第２号の適用については総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第29条　　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人２人が、記名押印又は署名しなければならない。

３　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)　総会の決議があったものとみなされた日

(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（理事会の構成）

第30条　　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第31条　　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条　　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要を認めたとき。

(2) 理事総数の２分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第33条　　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２号の場合にはその日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第34条　　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは理事の互選により議長を決める。

（理事会の議決）

第35条　　理事会における議決事項は、第３３条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　理事が理事会決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（理事会の表決権等）

第36条　　各理事の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、第35条第２項及び第37条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第37条　　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3　前２項の規定に関わらず、第35条第３項の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合には、次の事項を記載した議事録を作成しなければない。

(1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした理事の氏名

(3) 理事会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

第6章　　資　　産

（資産の構成）

第38条　　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

（資産の区分）

第39条　　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の２種とする。

（資産の管理）

第40条　　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章　　会　　計

（会計の原則）

第41条　　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

（会計区分）

第42条　　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の２種とする。

（事業年度）

第43条　　この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

（事業計画及び予算）

第44条　　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条　　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費）

第46条　　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第47条　　予算決議後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第48条　　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第49条　　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章　　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第50条　　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（1）目的
（2）名称
（3）その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
（4）主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更に伴うものに限る。）
（5）社員の資格の得喪に関する事項
（6）役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）

(7) 会議に関する事項
(8) その他の事業を行う場合における、その種類のその他当該その他の事業に関する事項
(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
(10) 定款の変更に関する事項

2　この法人が定款を変更（前項の規定により認証を受けないといけないときを除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解　　散）

第51条　　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産手続開始の決定
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3　第1項2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第52条　　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において決議した者に帰属するものとする。

（合　　併）

第53条　　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の決議を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章　　公告の方法

（公告の方法）

第54条　　この法人の公告は、この法人の掲示場に提示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第10章　　事務局及び職員

（事務局の設置）

第55条　　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2　事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第５６条　　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）
第５７条　　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第１１章　　雑　　則

（細　　則）
第５８条　　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	宮内　義彦
理事・会長	田原　総一朗
理事	磯山　友幸
理事	岸　博幸
理事	原　英史
監事	濱村　浩幸

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から２０１５年９月３０日までとする。

４　この法人の設立当初の事業年度は、第４３条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から２０１４年６月３０日までとする。

５　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第４４条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

６　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（１）	正会員（個人）	入会金　１０万円	年会費２万円
（２）	一般会員（個人・団体）		年会費5,000円

平成２９年１０月　１日

東京都港区北青山[redacted]

特定非営利活動法人　万年野党
理事　　宮内　義彦　[redacted]